

「NPOとの協働を推進するための基本方針」策定にあたって

21世紀を迎えた現在、社会の成熟化がすすみ、人々の志向は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」に重点が移り、個人の生きがいや自己実現への関心が高まるなかで、県民のニーズはますます多様化、高度化してきています。また、少子高齢化の進行など社会環境の変化に伴う新たな課題も顕在化してきています。

このような状況下、公共サービスに対する需要はますます大きくなることが予想されており、今後、県と県民との役割分担の明確化が一層求められてくると考えます。

県では、これまで「『県民ボランティア運動』推進のための指針」に基づき県民・企業・行政が一体となった運動の推進に取り組んできました。

今や、本県のボランティア・NPO活動は、福祉、教育、環境保全、まちづくり、芸術・文化、スポーツ、国際交流など社会活動全般に広がりを見せ、その内容も、奉仕的な活動から新たな地域課題の主体的な取り組みなど、幅広いものとなってきています。

「地方の時代」と久しくいわれる中、真の「地方の時代」とは、自らの手で、主体性を確立すること、地域の特性を生かした個性ある県土づくりを実現することです。

本県では、「誇れる郷土、活力ある山梨」の実現のため、「小さな県庁、大きなサービス」を「地方主権」の確立に向けた改革の柱の一つに位置づけ、県民との協働を進めることで、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指しています。

そのためには、様々な分野で、自発性、専門性、柔軟性をもって活動している社会貢献団体であるNPOと協働していくことが、大変重要であると考えます。

今回、「NPOとの協働を推進するための基本方針」では、協働するにあたっての基本的な考え方や事業推進上の留意点を掲げるとともに、協働を推進するための6つの基本方針を示しました。

これにより、NPOとの協働を推進するための全庁的な共通認識の醸成が図られ、県とNPOとの協働が一層促進されることを期待します。

第1章 NPOとは

1 対象とするNPO

(1) NPOの定義

NPOとは、(Non-profit Organization)の略で、民間の非営利組織のことです。このNPOに含まれる団体の範囲は、狭義から広義まであり、国内や海外においても統一した定義があるわけではありません。

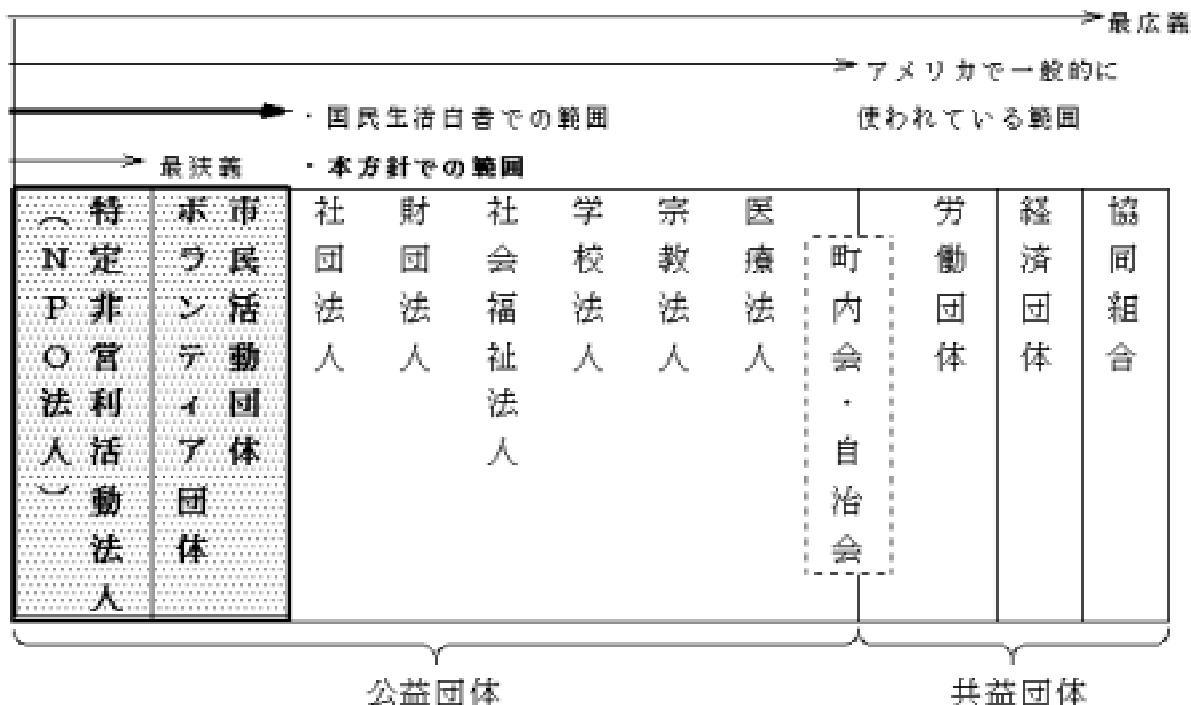
本方針では、対象とするNPOを次のように定義することとします。

「社会的な課題を解決することを目的に、不特定多数のものを対象として非営利かつ継続的な活動を行う民間の組織体であり、その活動や運営の基本として自発性、独立性、多様性を有するもの」

(2) NPOに含まれる団体の範囲

具体的には、次の図の 特定非営利活動法人(NPO法人)と 市民活動団体・ボランティア団体のことを指します。

NPOに含まれる団体の範囲



※まれに地縁組織である町内会や自治会をNPOに含めるときがある。

参考：平成12年版国民生活白書（経済企画庁編）

一口メモ

「NPO」と「NGO」

NPOと似た言葉に「NGO」があります。NGOとは（Non-Governmental Organization「非政府組織」）の略で、NPOと同様に、社会貢献活動を行う民間の非営利組織のことを指します。

この呼び方の違いは、NPOが株式会社等の営利組織との対比上、「非営利」ということに着目したものであるのに対し、NGOは政府機関との対比上、「民間＝非政府」ということに着目したことによるものです。

両者の活動分野は、医療・福祉や環境保全、災害復興、国際協力、人権問題など多方面にわたっていますが、一般的に、NGOは、人権・環境・平和など地球規模の問題に国境を越えて取り組んでいる組織の場合に使われています。

2 NPOのしくみ

(1) 社会的利益を追求する（会社・共益団体との違い）

NPOは、「社会を変えたい」「地域をもっと豊かにしたい」など、それぞれの価値観に従って、社会に貢献していくことが活動の理念となります。

つまり、儲かる儲からないに関わりなく、社会のために意味のある共通の使命（ミッション）を持って組織を作り、活動していくのがNPOです。

NPO・企業・共益団体の理念の違い

	NPO	企業	共益団体
活動理念	社会的使命	利益	共益

共益団体とは、会員の福利厚生など会員間の利益の追求を主な目的とした団体のこと

(2) 継続的に事業を行う組織体である（ボランティアとの違い）

ボランティアは個人、NPOは組織

同じ社会貢献を目的として活動する主体として、ボランティアがありません。

このボランティアとNPOの違いは、まずボランティアは個人の概念であるのに対して、NPOは組織の概念であるということです。

ボランティアとNPOの比較

	ボランティア	NPO
組織 / 個人	個人	組織
目的との関係 評価・責任性	自己実現や自己満足のための活動もある。	目的（社会的使命）達成を第一義とする。目的の達成度がその評価軸であり責任性も問われる。
収益・報酬との関係	原則的に無報酬。 収益を目的としない。	収益をあげるが非営利。 活動費やスタッフの人件費に充てるが、構成員に分配しない。
収益活動の必要性	原則としてなし。 あっても付随的。	組織維持のため必要な場合が多い。重要。

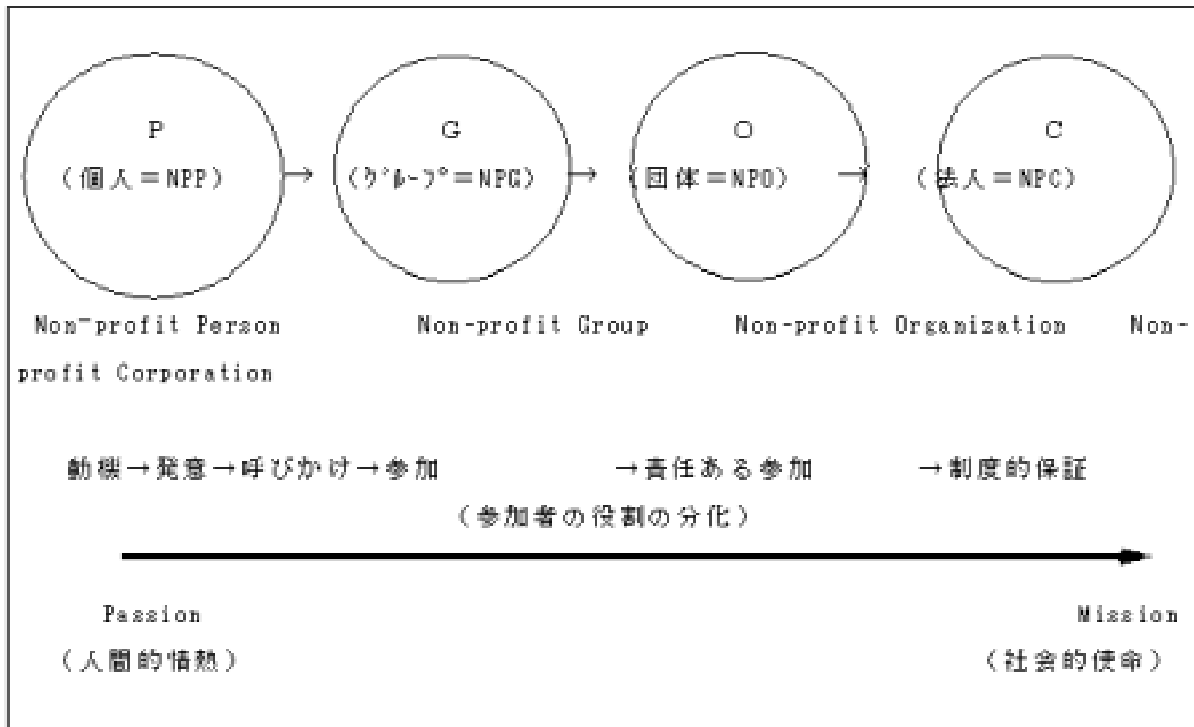
ボランティアグループとボランティア団体 (= NPO)

ボランティアは個人の概念と言っても、通常、個人が集まって集団（グループ）で活動しています。この段階では、できるときに集まって自由に活動するなど、余暇の範囲内での活動が中心となります。

このボランティアグループが、さらにその活動を継続的安定的に行うようになると活動に対する社会的責任を自覚し、運営のルール（規約）を定めたり、対外的にグループを代表する者を選任し、常に活動ができる専従のスタッフを置くなど、継続的に事業が行える事業体（= 組織）としての性格を有するようになります。

この段階に至ると、一般的に、ボランティア団体（= NPO）と扱われるようになります。

組織化の一般的な過程



出典：ぎょうせい発行「NPO実践講座－いかに組織を立ち上げるか」
(編著：日本NPOセンター山岡義典)

このように当初ボランティアグループとして始まった活動も、NPOとして継続的な事業を展開するようになると、ボランティア活動の「無償性」だけでは、NPOの性格の全てを説明できなくなります。

(3) 収益活動は行っても利益を分配しない（非営利性）

NPOが質の高いサービスを継続的安定的に提供していくためには、いつでもサービスの受益対象者のニーズに対応できるよう、事務所を構え、電話やFAXを設置し、専門知識を持った専従の職員を雇用することが少なくありません。

そうすると、必然的にその経費を確保するため、サービスの有償化が必要になってきます。この点が、ボランティア活動の「無償性」では説明できないところです。

そもそもNPOの「非営利性」とボランティア活動の「無償性」は別の概念です。

「非営利」とは、活動の結果、収益があがっても、それを自らが掲げる社会的な目的のための活動に再投資していくことであり、構成員の間で分配しないことを言います。

この点で、出資を募り、株主に利益を配当する株式会社と原理的な違いがありますが、介護サービスを有料で提供するなど、NPOは経済的な事業活動（有償事業）を行うことができます。

このための職員の人件費や通信費、施設管理費などの費用は全て「経費（利益の分配ではない）」とされ、会費や寄附金だけでは賄えない部分は、事業収入を見込んで運営していくこととなりますが、NPOが自立した活動を展開していくためには重要な財源となります。

(4) 独立性を有している

既に民間の非営利法人制度には、民法第34条に基づく財団法人・社団法人等があります。これら従来の公益法人制度は、設立にあたり行政の許可制度があるため、民間非営利組織のなかでも行政の影響を大きく受けていると言えます。

平成10年12月に施行されたNPO法は、社会貢献活動を行う団体の活発な活動を促進することを目的に、設立や運営に際しての行政の裁量を制限しています。

NPOは、自らの価値観に従って自発的に活動し、多様な価値観を創り出すことに社会的な意義があるとすれば、活動や組織の運営において独立性を有し、外部から強制、コントロールされていないことが重要となります。

時の行政の意向で、組織の存続や運営のあり方が大きく左右される団体は、独立性があるとは言えません。

3 NPOの活動の内容

NPOの活動は、それぞれが、多様な分野にわたって多様な事業活動を展開しています。NPOが行っている具体的な事業は次の表のとおりです。

NPOが行う具体的事業例

活動の分野	事業
保健、医療 又は福祉の増 進を図る活動	[健康づくり] 体力づくり活動 体操指導 歩け歩け運動 禁煙活動 食生活の改善 成人病予防 断酒支援 安全食 品の普及 有機農産物の生産・流通 公衆衛生活動 [高齢者] 介護サービス 給食サービス 移送サービス 訪問看護 高齢者施設訪問 独居老人慰問 ふれあい活動 憩いの家の運営 高齢者の雇用支援 [児童・寡婦] 共同保育所 駅前保育所 乳幼児保育サービ ス 子育て支援 自主保育 母子家庭・寡婦の自立支援 [障害者] 介護サービス 移送サービス 作業所支援 手話 通訳 障害者とのパソコン通信 自立生活支援 障害者の 雇用支援 スポーツ活動支援 福祉施設訪問 [社会福祉一般] 福祉施設の運営 福祉マップ作成 カウン セリング いのちの電話 募金 バザー 刑務所慰問 善意銀行 地域の福祉 活動の相談窓口 盲導犬の育成 ホームレス支援 生活保護者の支援 行政への福祉施策の 提言 [医療] ドナーカードの普及啓発 アイバンク・骨髄バンク ・腎バンク・献血の推進普及活動 医療情報の提供 薬品 の情報提供 医療過誤の救済 薬害の監視 救急医療の普 及 エイズ患者の支援 末期ガン患者介護 難病患者支援 の会の運営 難病患者の家族の会の運営 アルコール依存 症患者のケア 薬物依存症患者のケア ホスピス経営 ホスピスのボランティア インフォームドコンセントを求 める活動 患者の権利法をつくる活動 予防接種反対活動
社会教育の 推進を図る活 動	生涯学習の推進 生きがいづくり支援 社会教育問題を考 える活動 高齢者の海外学習支援 フリースクール 青少 年のふれあい活動 青年塾・青年道場の開催 青年の海外 派遣支援 各種講演会・セミナーの開催 交流広場の開設 消費者保護 消費者教育 家族計画の推進 人口問題の研 究 ペットのケア 動物愛護
まちづくり の推進を図る 活動	まちおこし 祭り等のイベント開催 まちづくりのための 政策提言 まち情報の発信 まちマップ・ガイドブック作 成 まちづくり塾 地域情報紙の発行 地域住民の交流・ ふれあい促進 地域緑化運動 公園などの清掃・管理 環境美化 花いっぱい運動 街並み・建物の保全 施設・ 名勝地ガイド 地域産業の活性化 地域振興計画 憩いの 場提供活動 高齢者・障害者・外国人等への住宅の斡旋 建築物の安全性審査 日照権を守る活動 大規模開発等へ の住民の提案活動 コミュニティーづくり 都市農村交流 地域議会 ウォッチング 自治体オンブズマン・ウーマン
学術、文化、 芸術又はスポ ーツの振興を 図る活動	学会等の学術団体 学術研究支援 芸術文化の紹介 芸術 文化の親子鑑賞 伝統文化の継承・振興 地域美術館・博 物館 郷土資料館 おもちゃ博物館 演劇による芸術普及 各種文化教室の開催 パソコン指導 市民オーケストラ・ 合唱団 美術館・博物館などでのボランティア 歴史探究 会 少年野球等各種スポーツ指導 各種スポーツ教室・大 会の開催 高齢者等登山支援 地域でのスポーツ指導

4 NPOの活動の特性

NPOの活動や提供するサービスには、次のような特性があります。(特性ごとに具体例を挙げましたが、それぞれのケースが、他の特性も有している場合がほとんどです。)

(1) 多様性

独自の価値観を掲げるNPOがたくさんできれば、それだけ多様な価値観に基づく社会サービスが生まれ出されます。サービスの受益者にとっては、多様な選択肢の中から、より自分のニーズに合ったサービスを選択することができるようになります。

具体例：「高齢者への介護サービス」

介護保険の対象となるサービスだけではなく、高齢者一人ひとりのニーズに合わせた「配食サービス」や「話し相手」といった精神的支援など、ふれあいや心の交流を大切にした多様な介護サービスを提供している。

(2) 専門性

NPOには、その掲げるミッション(社会的使命)に共鳴し、職域を越えて様々な経験や専門知識を持った人材が豊富に存在することが多いと言えます。また、経験を重ねることで、その分野における専門性やノウハウが組織に蓄積されることとなります。

具体例：「パソコン教室の開催」

各分野で活躍してIT技術をマスターした有志が核となり、パソコンに関する知識や豊富な経験を活かして、シニアや主婦、子どもを対象とした「パソコン教室」や「訪問指導」、ホームページの作成代行などを行っている。

(3) 先駆性

社会の大多数の賛成が無くても、また儲かる儲からないに関係なく、今日の前にある課題を何とかしようとして行動する点で、新しい課題に先駆的に対応することができます。

具体例：「民間女性シェルターの運営」

夫や恋人などからの女性に対する暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）が社会問題化するなかで、夫や恋人からの暴力から逃れるための「シェルター（緊急一時避難所）」を設置運営し、DVに直面する女性の差し迫ったニーズに対応する。

(4) 柔軟性

法律等の制度的な拘束や公平・中立性にとらわれることがなく、その時の状況に応じて、思い立ったらすぐに実行に移せる柔軟性を有しています。

具体例：「被災者支援活動等」

阪神・淡路大震災や福井県沖ノ島タンカー重油流出事故等の災害時に見られるように、生活関連物資の調達・配給や流出した重油、粉塵等の除去のほか、被災地で突如発生する被災者ニーズに対応する救援活動を行う。

また災害時に備えたネットワークづくり、ボランティアコーディネーターの育成など、日頃から防災意識の向上を図る取り組みも行っている。

(5) 地域性

地域のニーズを的確に汲み取り、現場の視点から活動しています。

さらに少子高齢化など地域の課題が複雑化するなかで、行政施策の縦割りにとらわれることなく横断的に対応し、行政区域を超えて必要と思われるところへとその活動範囲は広がっていきます。

具体例：「子育て支援事業」

少子化、核家族化、女性の就労機会の増加といった「子育て」を取り巻く社会状況が深刻化するなかで、地域のなかで同じ課題を抱えた子育て中の親を対象とした学習・相談の場の提供や育児情報の発信、育児支援者の養成など、市町村の枠を超えた地域で安心して子どもを産み育てていける環境づくりと多様な育児支援を行っている。

一口メモ

NPOの特性を行政、企業と比較してみました。

	NPO	行政	企業
組織理念	必要性	公平・平等	利益の最大化
行動規範	共感	法律・規則	採算性
行動源泉	自発	権限	市場原理
行動特性	柔軟・多様	均一・画一	競争
受益対象	部分的	全体的	選択的
行動範囲	地域・海外	行政区域	国内外

5 NPOに期待される役割

2（NPOのしくみ）と4（NPOの活動の特性）で示したように、幾つかの特性を有するNPOには、次のような社会的役割が期待されています。

(1) 自己実現、生きがい創造の場

知識や経験、資産等を持つ個人や企業等が、自らの価値観に合ったNPOを選択し、ボランティアとして参加、あるいは寄附等でNPOの活動を支えることを通じて、自らの思いを実現し、生きがいを創造していく場として期待されています。

(2) 公共的サービスの提供主体

個々のニーズに応じたきめ細かな対応が求められる公共的サービスのなかには、行政では困難なケースがあります。地域に根付き、生活のあらゆる場面にわたって多様な活動を継続的に行うNPOは、こうした公共的サービスの提供主体として期待されています。

(3) 地方自治の推進役

地域の課題に主体的に取り組むNPOは、従来のコミュニティー組織（自治会・町内会等）と共に、新たな地域社会の形成、変革主体として、分権型社会における地方自治の推進役、担い手となることが期待されています。

(4) 雇用創出の場、新しい働き方の実現主体

NPOが継続的に質の高いサービスを提供していくためには、活動や組織の運営を支える有給の専従スタッフの存在が不可欠になってきます。

この点で、自分に合った働き方や地域に貢献できる仕事を希望する人々にとって、収益を上げ、経費の支出が認められるNPOは「新しい働き方」の実現の場、雇用創出の場として期待されています。

(5) 行政のパートナー

人々の社会的ニーズが多様化している現在、同じ公益性を有する行政とNPOは、その特性を認め合い、役割分担をすることで、地域の課題を共に考え、解決していくパートナーとなりうることを期待されています。

一口メモ

「行政とNPOとの関係」

そもそもNPOと行政は、共に異なる組織理念や行動特性を持ち、独自に活動するものです。パートナーという連携・協力関係以外にも、両者には次のような関係が認められます。

独立した関係

行政とNPOは、地域という同じステージで、互いに独自の組織理念で行動する組織体です。NPOは、時の行政の方針に関係なく、時には行政の方針と反対の行動を取ることもあります。

補完・補充関係

介護保険制度の枠外のサービスなど、公共的サービスの中には、ニーズがあっても行政では制度的にサービス提供が困難なものや、苦手として手が出しにくいものがあります。このような場合には、双方のサービスが質的・量的な側面で相互に補完・補充し合う関係になることがあります。

競争関係

これまで行政のみが担ってきた公共サービスについても、NPOによる同様なサービスが安定的に提供され地域に浸透してくると、行政サービスとNPOによるサービスの選択化・相対化が生じてきます。

この場合、行政とNPOとの関係は競争関係と捉えられるケースも出てくるのが考えられます。

第2章 NPOとの協働

協働を必要とする背景

社会の成熟化に伴う人々のニーズの変化は、行政サービスに対してもより多くのものを求めるようになっていきます。

しかし、これら個々のニーズに合った多様なサービスを行政が引き受けることは、行政組織の肥大化を招くこととなります。また、諸課題への迅速な対応が求められるなかで、公平性や画一性を旨とする行政では柔軟で迅速な対応は困難と言えます。

さらに長引く景気の低迷により税収が悪化し、これまでの高い経済成長が望めない以上、財源的にも限界がきていることは明らかとなっています。

こうした現状のなかで、今後ますます増大することが予想される公共ニーズに対応していくためにも、行政は、その果たす役割を見直すとともに、公共的なサービスを分担し合えるパートナーの存在が不可欠な状況となっています。

同じ公共サービスを提供する組織として、行政とNPOは、その特性を認め合い、連携・協力することで、地域の課題を共に考え、解決していくパートナーとなりうることを期待されています。

1 本方針における協働の定義

本方針では、協働を次のように定義することとします。

「異なる立場のものが、それぞれの特性を認め合い、活かしながら共通の目的である課題解決に向けて連携・協力すること」

2 協働を進める基本的な考え方

(1) 多様な住民ニーズへの対応

住民ニーズに対して、公平・均一的なサービスの提供を中心に行う行政だけでは、十分なサービスを提供することが困難なケースがあります。

一方で、行政の発想や手法と異なり、柔軟で先駆的な活動を行うNPOが多様な公共的サービスを提供しています。

住民のニーズが多様化するなか、サービスの提供主体であるNPOの活動が活発になるにしたがって、行政とNPOの協働は、住民のニーズに密着したきめの細かいサービスを安定的に提供する方法となります。

(2) 社会的資源の効率的・効果的な活用

サービスの提供にあたり、それぞれが持つ資源（人・物・金・情報など）を出し合う協働は、それぞれが独自に資源を調達し、独自に事業を実施することよりも、限られた社会的資源を効率的・効果的に活用することができます。

(3) 責任意識の強化と住民自治の拡充

協働の積み重ねによって、「行政がすべきこと」「NPOができること、すべきこと」など役割分担の範囲が明らかになり、行政・NPO双方の主体性や責任意識の強化に繋がる契機となります。

NPOとの協働の推進により、事務事業の見直しを段階的に進めることが可能となり、NPOの担い手である住民自身が自主的に地域の課題を解決していく「住民自治」の拡充に繋がることも期待されています。

3 協働により期待される効果

(1) 行政にとっての効果

NPOのノウハウ等を活かすことで、多様化する住民ニーズに対応できます。

異なる価値観や行動原理を持つ者との協働によって、事務や経費の見直しに繋がり、事務・事業の効率化を図ることができます。

(2) NPOにとっての効果

行政との協働によって、自らが掲げる理念や目的を効果的に実現できます。

社会的な認知が得られるとともに、財源を得ることができ、組織としての体質強化に繋がります。

協働の積み重ねにより、活動領域が広がります。

(3) 住民にとっての効果

きめ細かで柔軟なサービスを受けることができます。

住民が自主的に地域の課題を解決していく「住民自治」の拡充に繋がります。

4 協働になじむ事業

単に事務・経費の効率化を目的としても、NPOとの協働事業は、期待した効果が得られるものではありません。NPOと協働する際には、その特性を活かせる事業（協働になじむ事業）を選択することが重要です。

行政にはないNPOの専門性やノウハウを活かせる事業

例) 調査研究事業、普及啓発、研修事業

「ターミナルケア普及啓発事業」

医者、看護婦など医療従事者等で組織されたNPOに県民の「末期医療（ターミナルケア）」への関心と正しい理解を深めるための講演会等普及啓発事業を委託する。

公園、河川など住民に身近な公共スペースや施設など地域住民のニーズに合わせて整備運営する事業

例) 施設の管理運営、道路・公園の管理

「きれいな川のあるふるさと推進活動」

地域住民による良好な河川環境の保全・創出及び河川愛護思想の高揚を推進するため、河川公園に町の花を植栽し、栽培から除草まで全ての管理を地域のNPOが担う。

行政単独では対応が困難であるが、NPOの活動と連携することで新しいニーズに効果的に対応できる事業

例) 不登校児や在日外国人支援

「外国人要保護児童に対する相談の事業」

外国人要保護児童の相談事業を行う際、外国人の人権擁護活動を行うNPOに依頼し、通訳や関係機関への橋渡し、さらには里親としての一時保護委託などを行う。

NPOが有するネットワークを活かすことで、広く住民、企業、団体等の自主的な参加が得られる事業

例) ネットワーク型事業

「ボランティアボード事業」

県民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備するため、「ボランティア募集」「イベント開催のお知らせ」「助成金情報」などボランティア活動に関する情報掲示板を、県民・企業・行政の協力により県内各所に設置する事業。

情報の受発信、掲示場所の拡大普及にあたりNPOが有するネットワークを活かす。

その他、

- ・ 迅速な対応が求められる災害時における被災者支援
- ・ 介護保険制度の枠外のサービスの提供など、住民サービスの多様化を図る場合

などもNPOとの協働になじむ事業ということができます。

第3章 協働事業実施上の留意点

行政とNPOとの協働事業を適正かつ効果的に実施していくためには、事業の検討・実施・評価の各段階において、次の点に留意することが必要です。

1 協働事業の創出

事業の検討には、

既存事業を見直す場合

新たな事業を検討する場合

があります。これらの検討において、NPOの特性が活かせる事業（第2章4「協働になじむ事業」参照）など積極的に協働の視点から事業を検討することが大切です。

さらに、事業目的を達成するために最も効率的で効果的な協働の形態を取り入れることも必要です。

協働の形態

委託

行政が契約規則等に基づいて、事業を遂行するのに相応しいNPOを相手方として事業を委託する形態

共催

行政とNPOが共に主催者となり、共同して事業を実施する形態

補助

NPOが自主的に行う事業に対して、申請に基づいて行政が資金提供を行う形態

実行委員会・協議会等

行政やNPO等で構成された「実行委員会」「協議会」等が主催者となって事業を行う形態

審議会・検討会等への参画

行政の計画立案・政策形成過程にNPOの参画を求め、施策に反映していく形態

後援

NPOが主体的に行う事業に対して、後援名義の使用により信用を付与しNPOを精神的に支援する形態

事業協力等

以上の類型に属さなくても、行政とNPOの合意のもとに双方が持つ人材・情報・ノウハウなどを提供しあい協力して事業を行うこと。

また、協働事業を円滑に実施するためには、検討段階からNPOの意見を聴き、内容に反映させていくことも重要です。

2 協働相手となるNPOの選定

検討段階の最後には、複数のNPOのなかから、一つあるいは複数の特定のNPOを選定することになります。協働相手となるNPOを選定する際には、次の点に留意することが必要です。

(1) 公平性の確保

協働事業の相手方となるNPOは、事業の内容によっては特定のNPOしかない場合もあります。しかし、NPOの裾野が広がるに従って、今後、同様な活動を行うNPOが幾つ也存在するということが考えられます。

そのなかから最もふさわしいNPOを選定するためには、できるだけ多くのNPOに公平に参入の機会を与えるとともに、協働事業のプランを公開していくことが必要です。

(2) 事業遂行能力の確認

個々のNPOは、その活動実績、組織の規模、専門性、人材なども様々で、法人格の有無に関わらず、その事業遂行能力も千差万別です。

このため、責任を持って確実に事業を実施できるNPOを選定することが必要です。

(3) 事業目的の共有化

協働は、あくまで課題を解決したり必要な公共サービスを提供するための手段であり、協働することそのものが目的ではありません。

そもそも協働の目的は、住民サービスの向上など不特定多数のものの利益の増進であり、まずその協働事業の目的が何であることを確認し、共通理解を持つとともに、役割分担の範囲を明確にしておくことが必要です。

3 事業の実施

(1) 対等性の確保

協働事業においては、どちらが上でどちらが下という発想でなく、行政とNPOは、それぞれが役割を分担し合い、常に対等の立場で事業を実施していくことが重要です。

(2) 自主性・多様性の尊重

協働事業は、行政・NPO双方がその特性を活かすことで最大の効果が期待できます。

特にNPOが有する特性やノウハウなどを積極的に活かすことが重要であり、行政はNPOの自主性や多様性を尊重することが必要です。

(3) 責任性の確保

役割分担に基づいて、行政とNPOそれぞれが、県民に対して責任をもって協働事業を進めることが重要です。

4 事業評価とフィードバック

協働事業の実施後には、「協働の目的が達成できたか」「より効率的効果的な方法はないか」といった評価だけでなく、「NPOの特性を活かしたか」といった視点での事業評価を相手方であるNPOとともにを行い、その結果を今後の事業の進め方に反映していくことが重要です。

また特定のNPOと継続的に事業を行っていると、より効率的な事業の実施を困難にする場合や特定のNPOの既得権益化に繋がるおそれもあります。事業評価の際には、「相手方となるNPOの見直し」も含めて絶えず見直しをすることが必要です。

5 協働事業の情報公開

協働事業の検討・実施・評価の過程を常に公開しておくことは、協働に対する住民の信頼の確保に繋がり、相互依存や癒着関係に陥ることを防ぐなど、適正な協働関係を維持するためにも不可欠な条件です。

第4章 NPOとの協働を推進するための基本方針

県では、NPOの社会的役割や特性を積極的に認め、県とNPOとの協働を着実に推進していきます。

県民生活課をNPOに関する総合窓口とし、総合窓口と事業担当部署が連携・協力しながら、次の6つの方針を掲げ、各種取り組みを全庁的に実施していきます。

方針1 協働事業の創出を図ります。

(1) 事業担当部署の取り組み

既存事業の見直しや新規事業の検討において、NPOとの協働を積極的に検討し、協働事業の創出に努めます。

協働事業の検討段階からNPOの意見を聴き、内容に反映させていきます。

(2) 総合窓口（県民生活課）の取り組み

事業担当部署で行っている協働事例や全国の先進的な協働事例を収集し、「協働事例集」を作成、事業担当部署へ提供していきます。

NPOから寄せられた事業提案などを関係する事業担当部署へ伝達して行きます。

方針2 効率的・効果的な協働形態を選択します。

(1) 事業担当部署の取り組み

事業の目的を効率的・効果的に達成できるよう、適切な協働の形態を選択します。

事業の形態ごとに必要な手続を明確にし、NPOに分かりやすく説明します。

(2) 総合窓口（県民生活課）の取り組み

「協働マニュアル」を作成し、「協働形態の類型化」「各協働形態毎の効果や留意点」など明らかにして事業担当部署へ情報を提供するとともに、研修の機会を設けます。

NPOが対象となる事業の契約書や申請書様式などを収集し、情報を提供していきます。

方針3 最適な協働相手を選定します。

(1) 事業担当部署の取り組み

多様なNPOの参入の機会を確保し、公平に協働相手の選定を行います。

NPOの活動実績や事業能力を見極め、事業目的の達成に最も相応しいNPOを選定します。

(2) 総合窓口（県民生活課）の取り組み

NPOが対象となる県の委託事業や補助事業の情報を収集し、その概要を公開していきます。

活動内容、実績、財政規模など県内のNPOに関する基礎的な情報を収集し、「NPOデータベース」を作成、ホームページ等で公開していきます。

方針4 協働事業の事業評価を行います。

(1) 事業担当部署の取り組み

通常の事務事業評価に加え、NPOの特性が活かされたかなど協働の視点からNPOとともに事業評価を行います。

事業評価の結果を今後の事業の進め方に反映していきます。

(2) 総合窓口（県民生活課）の取り組み

NPOの意見を聞きながら、協働事業の評価方法を検討し、その成果を事業担当部署に提供していきます。

方針5 協働事業の情報を公開します。

(1) 事業担当部署の取り組み

事業の内容や相手方であるNPOなど協働事業の内容や結果について積極的に公開していきます。

(2) 総合窓口（県民生活課）の取り組み

事業担当部署から協働事業の情報を収集し、「協働事例集」として公開していきます。

方針6 NPOや協働への理解を促進します。

(1) 事業担当部署の取り組み

NPOや協働に関する職員の理解を深めます。

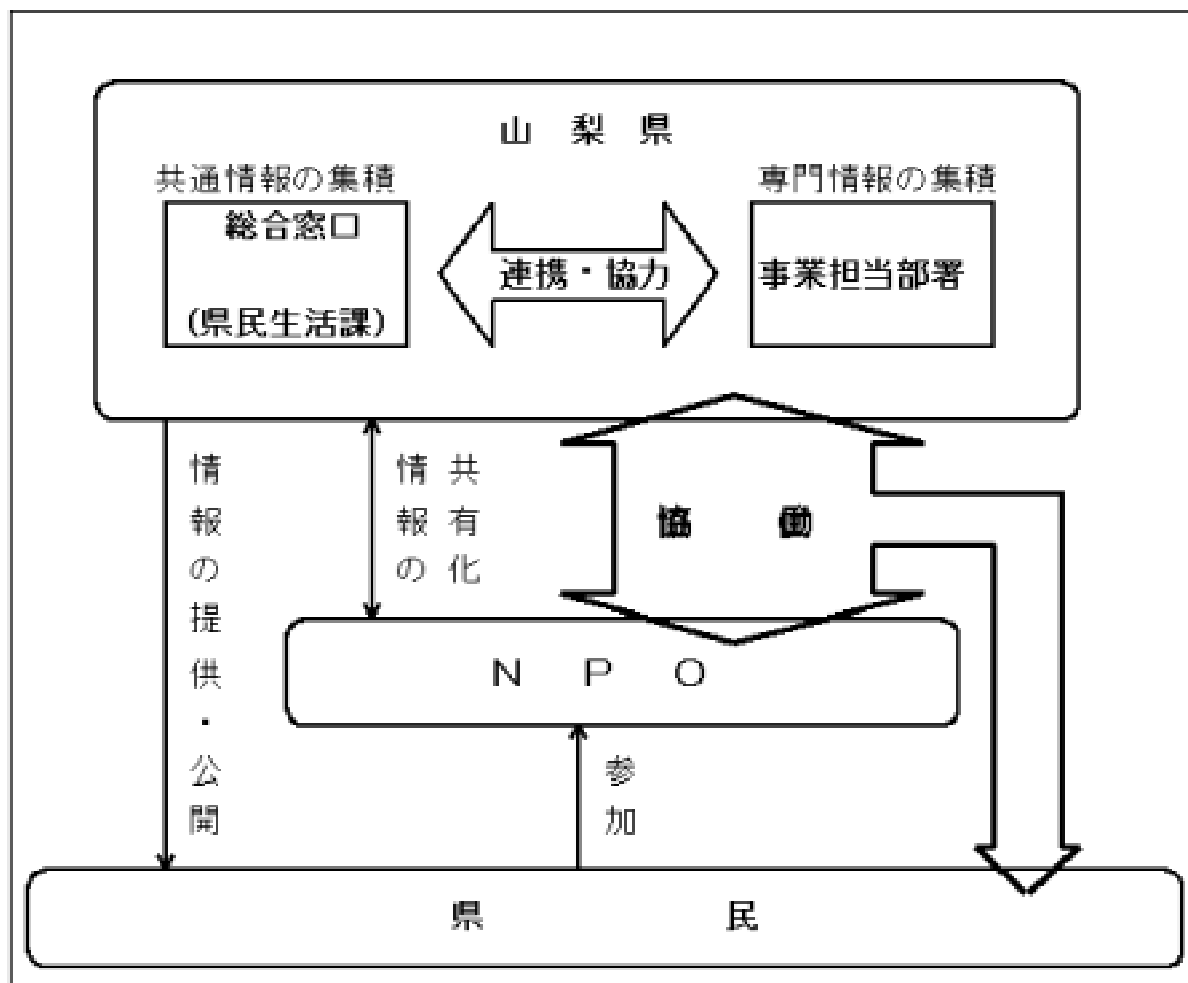
担当者によって協働の進め方が異なることがないように、協働のノウハウを蓄積していきます。

(2) 総合窓口（県民生活課）の取り組み

職員の理解を深めるため、NPOの実践家等の外部講師による研修会を開催します。

NPOに関する各種情報の一元管理、協働事業に関する相談、「協働マニュアル」作成や研修の機会の提供など、事業担当部署の職員が協働事業を検討・実施する際のサポート機能を充実させます。

協働推進体制のイメージ



一口メモ

「NPO法人の認証」とは

～ NPOに対する ” 行政のお墨付き ” ではない～

民法第34条に規定する社団法人・財団法人の設立には、行政の裁量が認められる許可主義を採用しています。従来、民間で公益を目的とする法人を設立する場合、そのほとんどはこの社団法人・財団法人の途しかありませんでした。

NPO法人の場合は、「認証」という文言を使用し、これは ” 準則主義に近い認可主義 ” と言われています。すなわち所轄庁は、書面により形式的に審査を行い、団体が認証の基準を満たしているときは、認証しなければなりません。また、資産の有無や活動実績などは認証の要件ではないため、実績のない団体であっても容易に法人格を取得することができます。

この趣旨は、NPO法人に対する行政のコントロールを極力排除し、個々の法人のチェックは一人ひとりの市民に委ねることを意図しています。

この市民によるチェックを実効あるものとするために、NPO法では、法人に情報公開を義務づけ、また誰でも法人の情報を調べることができるように、縦覧・閲覧制度を取り入れています。

このように、NPO法人の認証とは、所轄庁がその団体の活動に ” お墨付き ” を与えるものではありません。

NPO法人は、自ら積極的に情報を公開し、活動実績を明らかにしていくことで信用の獲得に努めることとなります。